# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　System D, Inc.

最終更新日:2017年1月30日
株式会社システム ディ
代表取締役会長兼社長　堂山道生
問合せ先:管理部 075-256-7777
証券コード:3804
http://www.systemd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを株主利益最大化に不可欠なものと位置づけており、業務執行に対する厳正な監督機能の実現、内部統制による効率的な経営の実現を意識した組織作りに注力しております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 京セラコミュニケーションシステム株式会社 | 250,600 | 7.71 |
| 株式会社プリモ | 225,000 | 6.92 |
| 株式会社トライ | 225,000 | 6.92 |
| 堂山 道生 | 220,100 | 6.77 |
| システムディ従業員持株会 | 116,316 | 3.58 |
| フューチャー株式会社 | 115,000 | 3.53 |
| 堂山 達子 | 100,000 | 3.07 |
| 株式会社滋賀銀行 | 100,000 | 3.07 |
| 山下 良久 | 73,600 | 2.26 |
| 井ノ本 登司 | 62,700 | 1.92 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 10 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 8名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に清友監査法人を選任し、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。また、監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受けるとともに、内部監査室を含めた三者会議を実施して意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めております。
当社では内部監査室を設置して、企業活動における会計記録、業務運営の適否及び業務効率等の監査を行っております。監査役は内部監査室と必要に応じて情報交換を行っており、また、合同して監査を実施することにより、効率的かつ効果的な監査を行っております。さらに、会計監査人(清友監査法人)を含めた三者会議にて意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

#### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松橋 二郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 奥野 卓司 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 渡邊 功 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| | | | 【選任理由:監査役】<br>他社における会社経営の経験から、社外監査役として、その職務を適切に遂行して頂けると判断したため。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 松橋 二郎 | ○ | ――― | 【選任理由:独立役員】<br>当該監査役と当社の間には取引関係が無く、客観的で中立的な意思決定に影響を及ぼす事<br>象が無いと判断しているため。 |
| 奥野 卓司 | | ――― | 【選任理由:監査役】<br>教授としての高度な専門的知識と高い見識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行して頂けると判断したため。 |
| 渡邉 功 | | ――― | 【選任理由:監査役】<br>公認会計士の資格を有し、企業会計等に関する専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行して頂けると判断したため。 |

### 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1名 |

その他独立役員に関する事項

―――

### 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

現時点におきましては、取締役へのインセンティブ付与は、中長期的な経営の観点から実施しておりません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

### 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告にて、取締役の報酬総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、職務・実績等を総合的に判断して決定しております。なお、報酬限度額は、平成12年7月10日開催の第18期定時株主総会において、取締役を年額80,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは、管理部及び内部監査室が必要な情報提供や事前説明を行っております。(なお、直前事業年度末及び報告書提出日においては社外取締役はおりません。)

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は取締役7名及び監査役3名によって構成されており、経営に関する重要な意思決定を行っております。取締役会は毎月開催し、さらに臨時取締役会を随時開催できる仕組みを整えております。また、経営上の重要な意思決定を迅速に反映するために、各事業部の次長職以上によって構成される経営会議を月2回開催しております。
監査役会は、社外監査役3名(うち独立役員1名)により運営しております。また、監査役は取締役会のほか、経営会議など社内の重要会議に出席しており取締役の業務執行を監視しております。
また、企業活動における会計記録、内部組織、業務運営の適否及び業務効率の監査を通じて助言、勧告を行い、もって経営の合理化及び適正化に資することを目的として、内部監査室を設置しております。
当社は、清友監査法人と会計監査契約を結んでおります。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中野雄介、人見敏之の2名であります。また、監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されており、直前事業年度の会計監査業務に係る監査補助者の構成は、公認会計士3名、会計士試験合格者等2名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、前述のとおりのガバナンス体制を構築しております。
当社の監査役は3名全員が社外監査役(内、独立役員1名)であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行なっております。また、監査役会は取締役会・経営会議の場を中心に定期的に代表取締役と意見を交わしており、外部的視点から経営監視が行われていると判断しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社のIR情報開示方針について、当社IRサイトにて社外に公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 随時、個人投資家向け説明会を開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末・第2四半期末後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 掲載資料：決算情報・決算情報以外の適時開示資料・会社説明会資料 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 管理本部経営企画室 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 自社ホームページ等にて情報提供を行っております。 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及び子会社の全ての取締役及び従業員に法令遵守を徹底する。
(2)内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠して業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告し、被監査部門に対する具体的な指導を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会並びにその他の重要な会議の意思決定に係る記録及び決裁した文書等については、法令および社内規程に従い適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、それらの文書を随時閲覧できるようにする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役会並びにその他の重要な会議では、業務執行に関わる重要な情報や経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクが発生した場合には、遅滞なく報告が行われる。
(2)内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
(3)経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスク情報が判明した場合は、必要に応じて監査法人、顧問弁護士等の外部機関と協議し、適宜、助言・指導を受け対策を講じる。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社は、法令、定款に基づき取締役会を設置する。取締役会は、取締役会規程に基づき、取締役全員をもって構成し、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
(2)当社は、取締役会とは別に、取締役及び各事業部門の主要メンバーで構成される経営会議を設置し、定期的に開催することで、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図る。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社から定期的に業務執行及び財務状況の報告を受ける管理体制を構築している。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。また、指揮命令権は監査役に属するものとして、当該使用人の独立性を確保する。

7. 当社及び子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役および使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項および重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。また、上記報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう確保する。
(2)監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行を監査する。
(3)監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席を通じて、取締役および使用人から報告を求めることができる。また、その他監査役が必要と認める事項についても、適宜、取締役および使用人から報告を求めることができる。
(4)監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、担当部署にて検討した上で、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払その他の処理を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|
| ―― |

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

